

住宅防音工事などの助成対象が一部変わりました

国は、厚木飛行場を離着陸する航空機の騒音を防止・軽減するため、住宅防音工事の助成をしています。

今年1月の厚木飛行場の第一種区域(住宅防音工事対象区域)の見直しに伴い、住宅防音工事などの助成対象が次のとおり一部変更になりました。

特に、「工法」や「外郭防音工事対象範囲」が変更となる区域では、平成19年7月31日までが経過措置の期間となりますので、ご注意ください。

住宅防音工事の変更内容

新たに指定された75W区域にお住まいのかた

当面、昭和55年12月31日までに建設された住宅が住宅防音工事希望届(以下、「希望届」)の受け付けの対象となります。ただし、次のいずれかのかたが居住している場合は、当面、昭和61年9月10日までに建設された住宅が受け付けの対象となります。

高齢者(65歳以上のかた)、心身障害者(公的証明を持っているかた)、小学校就学前の乳幼児、長期療養者(6か月以上自宅療養しているかた)。

なお、右記のかたが居住している場合は、「希望届」の余白にその旨を記入してください。

新たな施策(告示後住宅)の対象となる85W区域にお住まいのかた

見直し後の騒音区域が85W以上の区域で、昭和61年9月11日〜平成3年9月10日までに新たに建設された住宅は、新たな施策として住宅防音工事の助成対象となりました。

「工法」が「第1工法」から「第2工法」へ変更となる区域にお住まいのかた

「工法」が「第1工法」から「第2工法」へ変更となる区域で、昭和61年9月10日までに建設された住宅に住んでいるかたが、工事を希望する場合、平成19年7月31日までに「希望届」を提出すれば、従来の「第1工法」の内容で助成を受けることができます。ただし、平成19年8月1日以降に提出すると、「第1工法」の内容での助成となりますので、ご注意ください。

外郭防音工事対象範囲が変更となる区域にお住まいのかた

外郭防音工事対象範囲から外れる区域で、昭和61年9月10日までに建設された住宅に住んでいるかたが、外郭防音工事を希望する場合、平成19年7月31日までに「希望届」を提出すれば、従来の内容で助成を受けることができます。ただし、平成19年8月1日以降に提出すると、外郭防音工事の助成はできなくなりますので、ご注意ください。

ください。

機能復旧工事

「工法」が「第1工法」から「第2工法」へ変更となる区域に住んでいるかたが、次の空調機器の機能復旧工事を希望する場合、平成19年7月31日までに「希望届」を提出すれば、従来の「第1工法」の内容で工事の助成を受けることができます。ただし、平成19年8月1日以降に提出すると、「第1工法」の内容での助成となりますので、ご注意ください。

対象機器 平成9年7月31日までに完了した住宅防音工事で設置した換気扇・冷暖房機で現在故障しているもの

区域の範囲や工事の内容などは、各世帯に配付した資料や横浜防衛施設局のホームページ(http://www.dtaa.go.jp/yokohama/jyutakubouon/00_minnao_shiite)をご覧ください。

申し込み いずれも横浜防衛施設局、座間防衛施設事務所または右記のホームページにある「希望届」に必要事項を記入し、郵送で〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜防衛施設局へ。

問い合わせは、横浜防衛施設局事業部施設対策第三課 ☎045(211)7397、7139へ。

広報やまとに掲載する

広告を募集

広報やまと9月15日号～12月1日号に広告掲載を希望する事業者などを募集します。

掲載号▶9月15日～12月1日の各号

広告の規格▶縦6.3センチ × 横8.7センチ
(白黒、9月15日のみカラー)

掲載料▶1枠につき63,000円、(9月15日号はカラー・68,250円)

募集枠▶各号2枠

申し込み▶7月18日(火)までに電話で(株)相鉄エージェンシー ☎045(450)1804へ。ファクス045(450)1817でも可。掲載の決定については、後日連絡します。

政治や宗教に関するもの、公序良俗に反するものなどは掲載できません。応募多数の場合は、抽選で決定します。

問い合わせは、市役所広報課広報担当 ☎(260)5314、✉kouhouへ。